

令和3年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月6日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克巳 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 佐藤 啓史 君
10番 岩瀬 洋男 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 黒川 民雄 君	14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋 元 君	副市長 竹下 正男 君
総務課長 平松 等 君	企画課長 高橋 吉造 君
財政課長 植村 仁 君	消防防災課長 神戸 哲也 君
税務課長 大野 弥 君	市民課長 岩瀬 由美子 君
高齢者支援課長 長田 悟 君	福祉課長 軽込 一浩 君
生活環境課長 山口 崇夫 君	都市建設課長 川上 行広 君
農林水産課長 屋代 浩 君	観光商工課長 大森 基彦 君
会計課長 水野 伸明 君	学校教育課長 吉野 英樹 君
生涯学習課長 渡邊 弘則 君	水道課長 窪田 正 君
代表監査委員 西川 徹 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清 佳明 君	議会係長 原 隆宏 君
--------------	-------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 諸般の報告

第2 行政報告

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度勝浦市一般会計補正予算）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度勝浦市一般会計補正予算）

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度勝浦市一般会計補正予算）

第6 議案上程・説明・報告

議案第36号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第37号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第38号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算

議案第41号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第42号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第43号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第44号 令和3年度勝浦市水道事業会計補正予算

議案第45号 決算認定について

（令和2年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）

議案第46号 決算認定について

（令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）

議案第47号 決算認定について

（令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

議案第48号 決算認定について

（令和2年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）

議案第49号 決算認定について

（令和2年度勝浦市水道事業会計決算）

報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第7 休会の件

開 会

令和3年9月6日（月） 午前10時00分開会

○議長（松崎栄二君） 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和3年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を

願います。

諸 般 の 報 告

○議長（松崎栄二君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。吉清事務局長。

〔事務局長 吉清佳明君登壇〕

○事務局長（吉清佳明君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和3年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただきたいと存じます。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月1日、議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月6日から9月21日までの16日間とし、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第33号から第35号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

続いて、議案第36号から第49号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第40号の一般会計補正予算については、担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第5号及び第6号について市長から報告を受け、続いて監査委員より、議案第45号から第49号までの決算認定についての決算審査意見、報告第5号 財政健全化審査意見及び第6号 経営健全化審査意見の報告をお願いし、1日目は散会する。

2日目の9月7日は議案調査等のため休会とし、3日目の9月8日及び4日目の9月9日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は7名であります。

5日目の9月10日は、定刻午前10時に開会し、議案第36号から議案第49号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第36号から議案第44号までを、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。

また、議案第45号から議案第49号までの5件の決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

6日目の9月11日から15日目の9月20日までの10日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、9月13日の午前10時に総務文教常任委員会、9月14日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

また、9月15日及び16日は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月21日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次議案を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

続いて、5件の決算認定について議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いします。

次に、発議案3件の提出が予定されておりますので、これを上程し、それぞれ発議者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て、採決をお願いします。

最後に、報告第7号 専決処分の報告について、市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（松崎栄二君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） 皆様、おはようございます。本日、令和3年9月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、勝浦市における新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について、申し上げます。

本年5月11日から、市内の65歳以上の高齢者の方を対象として開始いたしましたワクチン接種ですが、基礎疾患のある方等への優先接種から一般の方へと、適宜、段階的に進めており、現在は12歳以上64歳以下の方を対象に、接種予約並びに1回目及び2回目のワクチン接種を実施しております。

また、8月4日からは塩田病院において、市民を対象とする個別接種が開始されたことや、職域接種等により、なお一層、円滑にワクチン接種を進めることのできる体制が整ったところでございます。

そのほか、新たな支援策として、里帰り出産を含めた本市に居住する妊婦及びその関係者に対し、優先的に接種を受けることができる体制を整えました。

現時点でのワクチン接種の状況についてですが、8月29日までに、ワクチン接種記録システムに登録されている数で申し上げますと、2回目の接種を終えた高齢者の方は、6,377名であります。12歳以上64歳以下の方は、1回目の接種を終えた方が、4,462名となっております。

全体の割合としては、1回目の接種を終えた方は、63.7%、2回目の接種を終えた方は、50.1%となっております。

今後も、引き続きこのワクチン接種を的確かつ迅速に進め、市民の健康と安全を第一に、全力を尽くしてまいり所存でございます。

次に、台風10号の接近に伴う豪雨による被害状況等について、申し上げます。

まず、この豪雨により被災されました皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

台風10号の接近に伴う豪雨についてですが、本市では1時間に40ミリを超える非常に激しい

雨となり、大雨警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報が発令されたことから、芸術文化交流センターのほか、上野小学校及び総野小学校の体育館を避難所として開設いたしました。

また、被害の状況ですが、市内の重要な幹線道路であります国道297号では、芳賀地先の道路脇ののり面が崩落し、全面通行止めとなりました。市野川地先では土砂災害の発生により、住家が全壊するといった被害が発生したほか、床上床下浸水による住家被害が2戸、市道の路肩決壊や土砂崩落等が20か所、農道の路肩崩落2か所、水田の畦畔崩落5か所などの被害が発生いたしました。

市としては、迅速な災害復旧に努めてまいります。

次に、旧郁文小学校の利活用について、申し上げます。

コロナ禍により、社会生活、仕事、学びの場等の在り方については、都市部から地方に分散することが一つの手段となっております。この社会の変化を一つの機会として捉え、平成31年3月に閉校いたしました郁文小学校の校舎、体育館、校庭などを、教育資産としての価値を損なうことなく有効に活用し、減少している市内の教育の場を増やし、さらにそれを活気につなげるため、教育施設として活用する事業者を募集することといたしました。

事業者募集に向けたスケジュールについてでございますが、令和3年9月中旬頃から事業者の募集を開始し、11月下旬にはプロポーザルを実施して、事業者の決定をしまいたいと考えています。その後、令和4年4月から貸付けを開始する予定としております。

市といたしましては、この貸付事業を実施し、民間事業者ならではの活動を積極的に取り入れることで、市の活性化を図ってまいりたい所存でございます。

最後に、千葉県知事による現地視察及び意見交換について、申し上げます。

去る8月27日に、熊谷知事が本市を訪れ、さきの豪雨により被害を受けた国道297号芳賀地先のほか、本市の重要施策として推し進める国道297号松野バイパス、及びかつうら海中公園センターとその周辺施設の視察を行いました。その後、千葉県立中央博物館分館海の博物館におきまして、意見交換会が開催されましたので、熊谷知事に対し、松野バイパス工事の早期完了、かつうら海中公園センターとその周辺施設の整備への積極的な協力等について、強く要望したところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（松崎栄二君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（松崎栄二君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、久我恵子議員及び黒川民雄議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（松崎栄二君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

それでは日程第5、議案を上程いたします。議案第33号 専決処分の承認を求めることについて、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて、議案第35号 専決処分の承認をを求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第33号から議案第35号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案する議案は、いずれも令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要したため専決処分したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、御承認をいただこうとするものでございます。

初めに、議案第33号について、申し上げます。

本案は、令和3年度勝浦市一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月から申請受付を実施する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に係る経費、及び12歳以上64歳以下の市民を対象といたしました新型コロナウイルスワクチン接種の早期実施に要する経費を追加するほか、市内海水浴場開設に要する経費から、海水浴場不開設に伴う巡回等の安全確保に要する経費に、予算を組み替える令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要するものと認め、去る6月28日に専決処分したものでございます。

歳入歳出予算において、既定予算に7,225万5,000円を追加し、予算総額を93億4,631万5,000円にしたものでございます。

歳出予算のうち、民生費においては、社会福祉費に277万8,000円、衛生費においては、保健衛生費に7,360万4,000円を追加し、商工費においては、予算の組替えにより、412万7,000円を減額したものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に国庫支出金7,638万2,000円を追加計上し、繰入金412万7,000円を減額したものでございます。

次に、議案第34号について、申し上げます。

本案は、令和3年度勝浦市一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であり、令和3年7月1日から4日の梅雨前線豪雨により、公共土木施設の道路4か所及び河川3か所のほか、市有地2か所が被害を受けたため、市民生活への影響や二次災害のおそれを考慮し、その復旧に要する経費を追加する令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要するものと認め、去る7月5日に専決処分したものでございます。

歳入歳出予算においては、既定予算に1,658万8,000円を追加し、予算総額を93億6,290万3,000円にしたものでございます。

歳出予算のうち、災害復旧費において、その他公用公共用施設災害復旧費を主に1,658万8,000円を追加したものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に繰越金888万8,000円、市債770万円を追加計上したものでございます。

地方債においては、現年発生単独災害復旧事業債を追加したものでございます。

次に、議案第35号について、申し上げます。

本案は、令和3年度勝浦市一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。令和3年8月7日から8日に接近した台風10号の豪雨により被災した公共土木施設の道路9か所及び河川1か所、農林水産施設の農地5か所の復旧に要する経費、並びに、被災した住宅に流入し堆積した土砂等の撤去に要する経費を追加する令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、市民生活への影響や二次災害のおそれを考慮し、緊急を要するものと認め、去る8月10日に専決処分したものでございます。

歳入歳出予算においては、既定予算に4,050万4,000円を追加し、予算総額を94億340万7,000円にしたものであります。

歳出予算のうち、衛生費においては、2,595万4,000円を追加し、災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧費を主に1,455万円を追加したものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に繰越金3,930万4,000円、市債120万円を追加計上したものでございます。

地方債においては、現年発生単独災害復旧事業債の限度額を変更したものであります。

以上で、議案第33号から議案第35号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者とともに、発言は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、それぞれ答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） それでは、私のほうから議案第33号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、お聞きいたします。

7ページになります。こちらの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の12番、新型

コロナウイルスワクチンの接種会場運營業務委託料1,325万円、こちらの内訳の説明をお願いいたします。

それと8ページの新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の巡回バスの運營業務委託料、こちらが255万6,000円のマイナスになって、これ見積り合せによる減となっております。こちらの理由をお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず初めに、7ページの新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の中の新型コロナウイルスワクチン接種会場運營業務委託料1,325万の内訳についてでございます。

この委託料につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種会場を運営するための誘導スタッフなどに関します人材派遣事業者への業務委託料でございます。その内訳でございますが、集団接種の期間でございますが、5月から、この時点では最大で10か月間程度と見込み、積算を行いました。これにより算定いたしました2,518万4,000円から、4月補正において高齢者接種分として計上しておりました1,193万4,000円を差引き、不足する1,325万円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、8ページ、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の中の巡回バス、巡回接種バス運營業務委託料255万6,000円の減額についてでございます。

この委託料につきましては、集団接種会場まで来られない高齢者の方などのために、巡回接種をするためのバスの運營業務委託料でございます。当初の計画では、700名ぐらいの方の利用を想定いたしまして、中型バスを2台、3か月間借り上げるような想定で、332万6,000円を計上しておりましたが、7月の時点で集団接種に予約のない高齢者の方へ調査いたしましたところ、こうした方法を希望する方が70名ほどになりました。これによりまして、計画の規模を縮小変更するとともに、業者への見積り合わせによりまして、77万円程度となりましたので、差額であります255万6,000円の減額補正をいたしましたところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 先に、コロナウイルスワクチン接種会場の運営費については、よく分かりました。

それと、2番目のワクチンバスに関しても、思っていたより希望者の方が減った。ということは、先ほど市長の報告にもありましたけれども、接種が大変順調に進んでおまして、1回目を終えた方が63%、2回目でも50%を超えているということで、本当にスムーズに接種が進んでいる結果なんだなというふうに承知いたしました。

答弁、結構でございます。

○議長（松崎栄二君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号ないし議案第35号、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号ないし議案第35号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、承認することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、承認することに決しました。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は、承認することに決しました。

議案上程・説明

○議長（松崎栄二君） 日程第6、議案を上程いたします。議案第36号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第37号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第38号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第36号から議案第39号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第36号 勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定について、申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、

同年4月1日から施行されたことに伴い、本市が同法第2条第2項に規定する過疎地域の区域として公示されたことから、過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年度から令和7年度までを計画年次とする勝浦市過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものでございます。

次に、議案第37号 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行及び勝浦市過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

概要について申し上げますと、市が地域内の産業の振興を図るために策定する勝浦市過疎地域持続的発展計画において、振興すべき業種である製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした者について、新たに、固定資産税が課されることとなった年度から3か年度にわたり、課税を免除しようとするものでございます。

次に、議案第38号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行及び勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に伴い、本条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

改正点について申し上げますと、新たに対象業種として追加される情報サービス業等の規定の追加、条文中で引用する法令名の整理等をするものでございます。

次に、議案第39号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことを受け、関係条例について規定の整理等が必要なため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正点について申し上げますと、第1条に掲げる勝浦市個人情報保護条例の一部改正にあつては、条例中の引用条項等の整理であり、第2条に掲げる勝浦市手数料条例の一部改正にあつては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを発行する主体が、地方公共団体情報システム機構であることが明確化され、その発行に関し、同機構が手数料を徴収することができるものとされたこと。また、その徴収事務を住所地の市町村長に委託することができるものとされたことから、条例中の個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものでございます。

以上で、議案第36号から議案第39号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算、議案第41号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第42号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第43号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第44号

令和3年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第40号から議案第44号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に17億6,074万9,000円を追加し、予算総額を111億6,415万6,000円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、配置転換等に伴う人件費の組替えを含め、議会費においては、38万3,000円を追加し、総務費においては、総務管理費を主に14億1,069万3,000円を追加し、民生費においては、児童福祉費を主に4,076万8,000円を追加し、衛生費においては、清掃費を主に1億5,260万2,000円を追加し、農林水産業費においては、水産業費を主に143万9,000円を追加し、商工費においては、4,043万9,000円を追加し、土木費においては、道路橋りょう費を主に2,780万5,000円を追加し、消防費においては、143万1,000円を追加し、教育費においては、保健体育費を主に244万8,000円を追加し、災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧費を主に7,580万円を追加し、予備費においては、694万1,000円を追加しようとするものでございます。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に地方交付税3億7,826万2,000円、分担金及び負担金426万6,000円、国庫支出金5,614万2,000円、県支出金91万円、寄附金8億30万円、繰入金5億5,582万3,000円を追加計上し、市債3,495万4,000円を減額しようとするものでございます。

債務負担行為においては、市役所庁舎等における自家用電気工作物保安管理業務委託の期間を令和3年度から令和6年度まで、限度額1,596万円とし、学校給食共同調理場における廃水処理施設維持管理業務委託の期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額1,763万5,000円とし、学校給食共同調理場における業務用給湯機保守点検業務委託の期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額324万5,000円とし、学校給食共同調理場における空調機保守点検業務委託の期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額715万円とする4件を追加しようとするものであります。

地方債においては、過疎地域持続的発展特別事業債ほか6件を追加し、過疎地域自立促進特別事業債ほか1件を廃止し、漁港海岸保全施設整備事業債ほか2件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第41号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定においては、既定予算に20万1,000円を追加し、予算総額を22億6,757万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、配置転換等に伴う人件費の組替えを含め、総務費においては、総務管理費を主に176万3,000円を減額し、諸支出金においては、償還金及び還付加算金に196万4,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に繰越金216万2,000円を追加計上し、繰入金196万1,000円を減額しようとするものであります。

直営診療施設勘定においては、既定予算から43万5,000円を減額し、予算総額を6,553万円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、配置転換等に伴う人件費の組替えにより、総務費において、施設管理費から43万5,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、繰入金43万5,000円を減額しようとするものでございます。

次に、議案第42号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に181万3,000円を追加し、予算総額を3億431万円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、配置転換等に伴う人件費の組替えを含め、総務費においては、総務管理費に5万6,000円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金においては、175万7,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に繰入金181万3,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第43号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に1億335万円を追加し、予算総額を23億4,363万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、配置転換等に伴う人件費の組替えを含め、総務費においては、総務管理費を主に167万4,000円を追加し、地域支援事業費においては、包括的支援事業・任意事業費に85万4,000円を追加し、諸支出金においては、償還金及び還付金を主に3,400万3,000円を追加し、基金積立金においては、6,681万9,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に国庫支出金32万8,000円、県支出金16万4,000円、繰入金251万6,000円、繰越金1億34万2,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第44号 令和3年度勝浦市水道事業会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の補正であります。

収益的支出において、18万8,000円を減額しようとするものであります。

内訳は、配置転換等に伴う人件費の組替えを含め、原水及び浄水費で7万円、配水及び給水費で35万8,000円をそれぞれ増額し、総係費で61万6,000円を減額しようとするものであります。

以上で、議案第40号から議案第44号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） 11時まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、担当課長から補足説明を求めます。植村財政課長。

〔財政課長 植村 仁君登壇〕

○財政課長（植村 仁君） それでは、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算（第6号）の補足説明を申し上げます。説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算に合わせ説明させていただきますので、御了承願います。

25ページをお開き願います。2款総務費であります。

1項総務管理費、1目一般管理費の説明欄上段、職員人件費1,531,000円の計上につきましては、職員の配置転換等に係る人件費の組替えによるものであります。

なお、このほか各科目にわたり予算措置しております時間外勤務手当以外の職員人件費につきましては、同様の理由での計上であります。

次に、3目財産管理費、説明欄下段、ふるさと応援基金積立金8億円につきましては、歳入に計上しております寄附金の増額見込み分を積み立てるものであります。

26ページをお開き願います。6目諸費のふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業4億6,996万8,000円につきましては、今回の増額見込み分の寄附者へのお礼品等の経費の計上であります。

次の防犯対策事業107万2,000円の計上につきましては、防犯カメラ3台分の設置工事費であります。

なお、財源の一部として、県補助金60万円を見込んでおります。

次に、30ページをお開き願います。3款民生費であります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄上段、保健福祉センター管理運営経費73万2,000円の計上につきましては、高压引込設備及び受変電設備機器修繕工事における追加工事に係る経費の計上となっております。

なお、財源の一部として、ふるさと応援基金繰入金70万円を見込んでおります。

33ページをお開き願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業1,241万8,000円、4目保育所費の説明欄下段、上野保育所管理運営経費73万1,000円、総野保育所管理運営経費168万3,000円。

34ページをお開きください。5目児童遊園費の児童遊園維持管理経費187万7,000円、6目児童館費の説明欄下段、児童館管理運営経費202万6,000円。

35ページを御覧ください。7目認定こども園費の説明欄中段、勝浦こども園管理運営経費214万5,000円、それぞれ児童福祉費に係る事業の計上につきましては、新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、乳幼児保育、学童保育、子育て支援等を継続していくための遊具の整備等に要する経費でございます。

なお、財源の一部として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金繰入金を見込んでおります。

次に、38ページをお開き願います。4款衛生費であります。

2項清掃費、2目塵芥処理費のクリーンセンター管理運営経費1億647万1,000円、及び3目し尿処理費の衛生処理場管理運営経費3,940万8,000円につきましては、それぞれ施設の維持補修及び改修工事に要する経費の計上であります。

なお、財源の一部として、ふるさと応援基金繰入金及び市債をそれぞれ見込んでおります。

次に、39ページを御覧ください。5款農林水産業費であります。

2 項水産業費、3 目漁港管理費、漁港施設維持管理経費228万8,000円につきましては、大沢漁港物揚げ場の補修工事に要する経費の計上であります。

なお、財源の一部として、地元漁協からの分担金68万6,000円を見込んでおります。

次に、41ページをお開き願います。6 款商工費であります。

1 項商工費、3 目観光費の（仮称）かつうら海中公園再生計画事業3,897万3,000円につきましては、既存建物の解体時にアスベストが見つかったことから、その対策に要した経費相当額の補填、及び地下に埋設された擁壁が見つかったことから、その撤去工事に要する経費の計上であります。

次に、42ページをお開き願います。7 款土木費であります。

2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費の道路台帳整備事業299万2,000円につきましては、令和2年度に整備した分の道路台帳補正に係る業務委託料であります。

次に、2 目道路維持費の市道維持管理経費1,210万円につきましては、市道草刈り業務に要する経費及び緊急応急対応に要する経費の計上でございます。

次に、43ページを御覧ください。説明欄中段の路肩復旧事業157万8,000円につきましては、市道のコンクリート構造物沈下による路肩2か所の復旧工事に要する経費の計上であります。

なお、財源の一部として、ふるさと応援基金繰入金を見込んでおります。

次に、4 目道路新設改良費の道路舗装新設事業113万3,000円につきましては、未舗装市道1か所の舗装新設工事費の計上であります。

なお、財源の一部として、ふるさと応援基金繰入金を見込んでおります。

その下の道路舗装修繕事業168万3,000円につきましては、舗装が傷んだ市道1か所の修繕経費の計上であります。

なお、財源の一部として、ふるさと応援基金繰入金を見込んでおります。

少し飛びまして、50ページをお開き願います。10 款災害復旧費であります。

1 項農林水産施設災害復旧費、3 目農地農業用施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業2,080万円につきましては、本年8月7日から8日に接近した台風10号の豪雨により被災した市内5か所の農地、及び2か所の農道の復旧工事に要する経費の計上であります。

なお、財源の一部として、国庫支出金1,642万円、分担金358万円及び市債20万円を見込んでおります。

次に、その下の2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう等災害復旧費の道路橋りょう等災害復旧事業5,500万円につきましては、本年7月1日から4日の梅雨前線豪雨及び台風10号の豪雨により被災した市内5か所の道路災害復旧工事、及び2か所の河川災害復旧工事に要する経費の計上であります。

なお、財源の一部として、国庫支出金3,668万5,000円及び市債1,830万円を見込んでおります。

以上をもちまして、議案第40号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算（第6号）の補足説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第45号ないし議案第49号、以上5件を一括議題といたします。本案は、いずれも決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第45号から議案第49号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも令和2年度の各会計決算であり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第45号について申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

令和2年度の本市の財政運営につきましては、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第4次実施計画に掲げた各事業を総括的に進めたほか、地方創生総合戦略に関する事業を主体に実施し、それぞれの分野の施策を通じ、地方創生の実行を図りました。

また、歳入については、歳入の根幹であります市税等の自主財源の確保に努める一方、歳出面では、限られた財源の効率的な執行に留意し、諸事業を実施いたしました。

第1に、子育て・教育環境の向上と充実といたしまして、学校における教育環境の向上のため、情報通信ネットワーク環境施設整備事業を実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的な影響に鑑み、妊婦のいる世帯、子育て世帯、ひとり親世帯への臨時的な給付金、学校給食費コロナウイルス対策補助金の交付を実施いたしました。

第2に、産業振興・企業誘致・就業支援による働く場の確保といたしまして、拠点漁港機能強化事業、キャッシュレスによる観光振興事業のほか、新型コロナウイルス感染症による経済対策や就業者支援を目的といたしました勝浦市中小企業等緊急支援事業や勝浦市農林水産業者緊急支援事業などを実施いたしました。

第3に、観光による交流人口の拡大、移住・定住の促進といたしまして、かつうら観光ぷらっとフォーム整備事業、地域おこし協力隊活用事業、若者等定住促進事業などを実施いたしました。

第4に、地域交流・地域振興の促進といたしまして、デマンド型乗合タクシーを運行する市内公共交通維持改善事業、まちづくり活動推進事業、プレミアム付商品券事業などを実施いたしました。

そのほか、快適で安全な暮らしのための基盤整備として、防災・安全社会資本整備交付金事業によるトンネル長寿命化修繕計画策定業務、地籍調査事業、防災行政無線デジタル化に係る改修工事の実施など、行政全般にわたる施策事業の推進により、市民福祉の維持向上を図りました。

その結果、決算規模は、歳入で、124億1,271万4,286円、歳出で、119億6,239万528円であります。

歳入歳出差引残額は、4億5,032万3,758円となりました。

この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で15億2,616万2,914円の増、歳出で14億1,890万7,431円の増であります。

次に、議案第46号について申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で、24億2,370万642円、歳出で、23億993万9,340円であります。

歳入歳出差引残額は、1億1,376万1,302円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、16億5,291万74円で、前年度の16億499万3,293円に対し、4,791万6,781円の増となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で、5,810万7,159円、歳出で、5,758万5,097円であります。

歳入歳出差引残額は、52万2,062円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ6,690人となりました。

次に、議案第47号について申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、2億7,870万1,522円、歳出で、2億7,640万3,533円であります。

歳入歳出差引残額は、229万7,989円となりました。

本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第48号について申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、23億2,919万9,401円、歳出で、22億2,885万6,783円であります。

歳入歳出差引残額は、1億34万2,618円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は、20億1,772万6,827円で、前年度の20億1,553万593円に対し、219万6,234円の増となりました。

次に、議案第49号について申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市水道事業会計決算の認定であります。

令和2年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量284万2,901立方メートル、1日最大給水量1万68立方メートル、1日平均給水量7,789立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益6億8,204万6,679円に対し、水道事業費用7億3,169万6,346円で、4,964万9,667円の純損失が生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億1,626万5,900円に対し、資本的支出は、3億5,487万2,361円であります。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額の1億3,860万6,461円について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,056万1,456円、過年度分損益勘定留保資金1,859万1,127円及び当年度分損益勘定留保資金9,945万3,878円で補填いたしました。

以上で、議案第45号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

報 告

○議長（松崎栄二君） 次に、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました報告第5号及び報告第6号について申し上げます。初めに、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告であります。

令和2年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

令和2年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものでございます。

なお、この内容につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第5号及び報告第6号の説明を終わります。

○議長（松崎栄二君） それでは、議案第45号ないし議案第49号の決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第5号及び報告第6号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。西川代表監査委員。

〔代表監査委員 西川 徹君登壇〕

○代表監査委員（西川 徹君） ただいま議長から御指名がございましたので、令和2年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、去る8月3日より3日間にわたりまして、岩瀬監査委員ともども慎重に審査いたしま

した。その結果につきまして、御報告を申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか。予算の執行は適正に行われたか。計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか。経営活動が、地方公営企業法に規定する基本原則に基づき、目的どおり執行されているか。計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べさせていただいておりますので、これにより御承知くださいますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、御報告を申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べさせていただいておりますので、これにより御了承くださいますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和2年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に関わる審査結果についての報告を終わります。

○議長（松崎栄二君） これをもって、報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（松崎栄二君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月7日は、議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、明9月7日は、休会することに決しました。

散 会

○議長（松崎栄二君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月8日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時33分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第33号～議案第35号の総括審議
1. 議案第36号～議案第49号の上程・説明
1. 報告第5号～報告第6号の報告
1. 休会の件